

令和4年度 幸田町特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）実施計画

この計画は、愛知県が平成28年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

2 計画の期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

3 管理すべき区域

本計画に基づき保護管理すべき対象区域は、特定計画に基づき本町内全域とする。

4 ニホンジカをめぐる状況

(1) 現状

① 分布域及び生息状況

愛知県の調査によると令和2年度のニホンジカの狩猟捕獲及び許可捕獲の分布は、図1及び図2に示すとおりである。県東部の山間地を覆い尽くしており、町内においても岡崎市及び蒲郡市の生息地と隣接する北東部から南東部にかけての山間地に及んでおり、今後さらに分布域が拡大した場合、山間地に隣接する平地にまで被害が拡大する恐れがある。また、町内の捕獲状況を表1に示す。

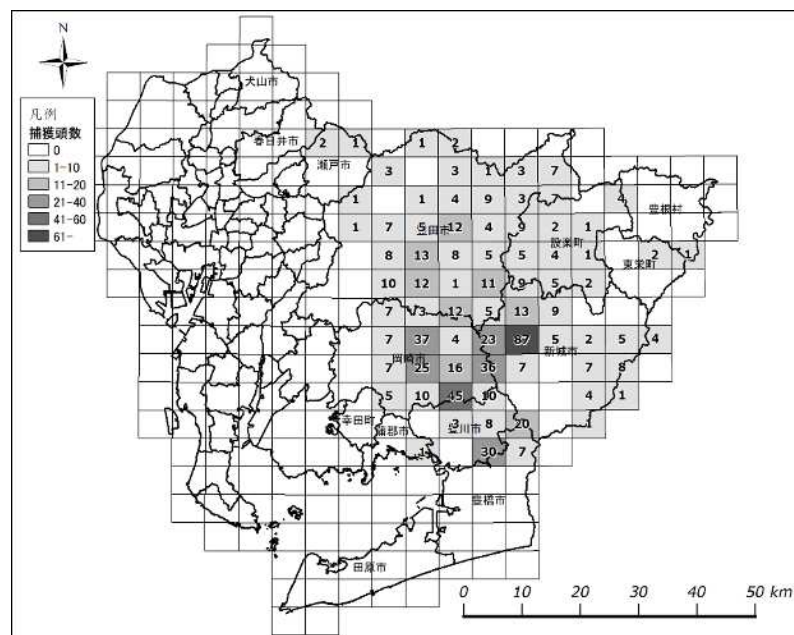


図1 令和2年度ニホンジカの狩猟捕獲分布図（出典 愛知県環境局自然環境課資料）

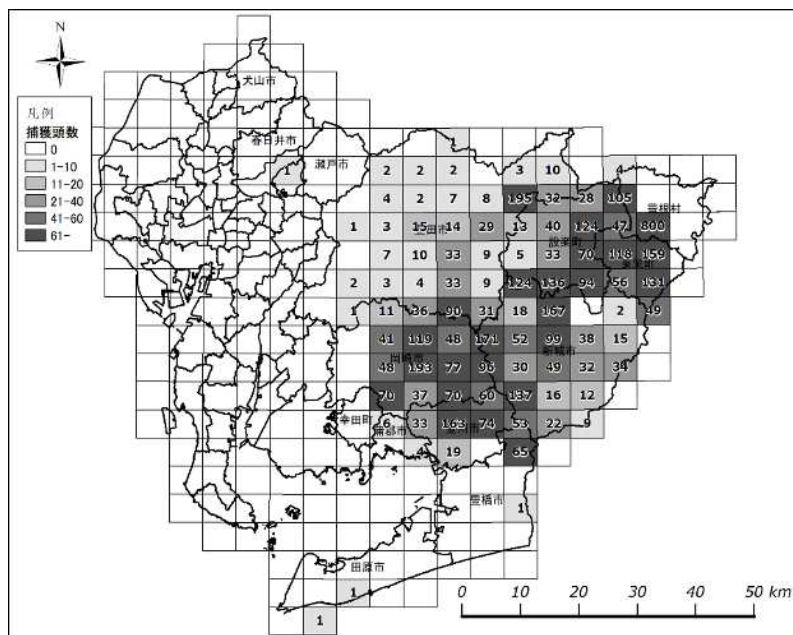


図2 令和2年度ニホンジカの許可捕獲分布図 (出典 愛知県環境局自然環境課資料)

表1 町内の許可捕獲実績(個体数調整) (単位:頭)

| 令和3 | 合計 |
|-----|----|
| 2 | 2 |

※令和3年度は4月から12月の実績

② 生息環境

ニホンジカの生息地の大部分は森林である。町内の森林の内訳を表2に示す。町内において、広葉樹林の割合が高くなっており、ニホンジカの好む環境にあると考えられる。

本町において令和3年度に初めてニホンジカが捕獲された。今後里山での個体数の増加、更には里山に隣接した平地の農地や市街地への出没が懸念される。

表2 2020年度樹種別・林種別面積 (単位:ha)

| 町面積 | 森林総数 | 立木地 | | | | | | | | 竹林 | | 無立木地 | |
|-------|-------|-----|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|----|------|------|------|
| | | 針葉樹 | | 広葉樹 | | (再掲) | | | | | | | |
| | | | | | | 人工林 | 天然林 | | | | | | |
| 5,672 | 2,418 | 886 | 36.6% | 1,397 | 57.7% | 711 | 29.4% | 1,571 | 64.9% | 88 | 3.6% | 48 | 2.0% |

(出典 愛知県農林基盤局林務部林務課)

③ 農業被害

現時点でニホンジカの農業被害は確認されていないが、前述のとおり生息が確認されていることから、対策を講じていく必要がある。

5 管理目標

(1) 目標

地域個体群の安定的な維持を図りつつ、次の目標を達成するために個体数の調整、被害防除対策並びに生息環境管理等を総合的に行う。

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

① 順応的管理

野生鳥獣管理の実施にあたっては、個体数推定や繁殖率等、不確実な要素が多いことから、図3に示すPDCAサイクルに沿って進める。

具体的には、目標を達成するために、各施策を推進するとともに、その効果を毎年度評価し、必要に応じて施策を見直すこととする。

また、捕獲目標についてもPDCAサイクルの評価を踏まえ、順応的に見直すこととする。

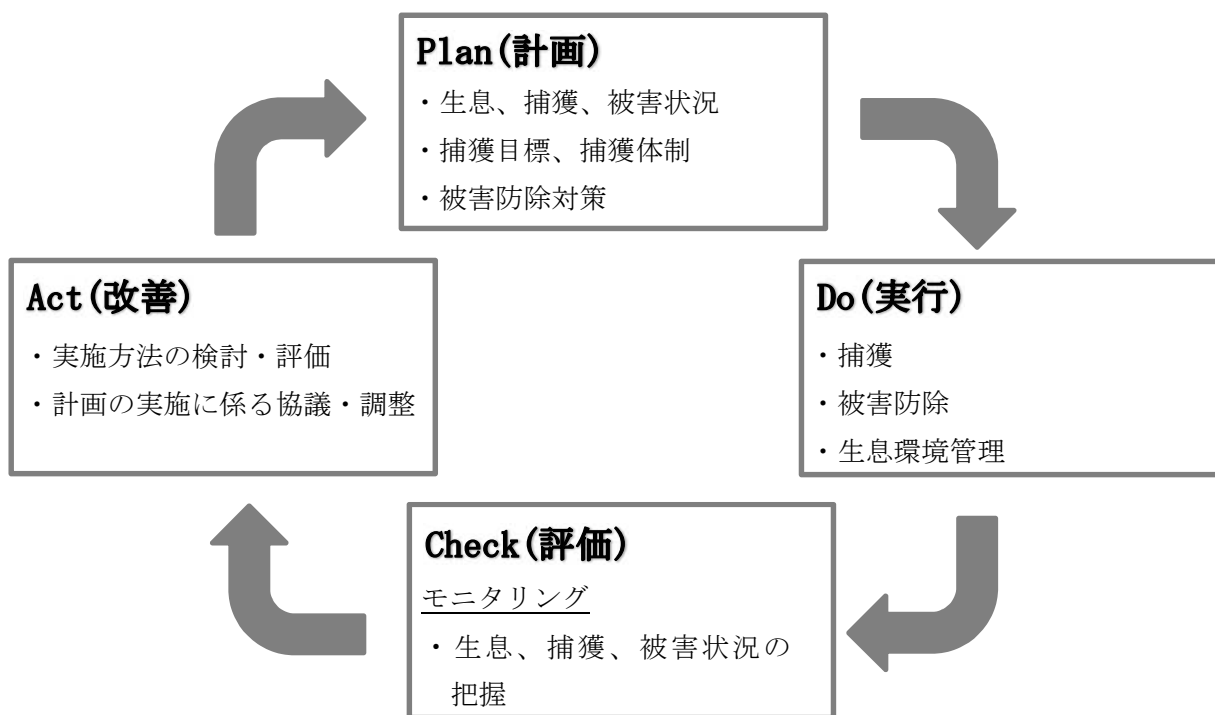


図3 順応的管理 (PDCA サイクル)

② エリア管理

県内のニホンジカの生息数が増加し、分布も拡大したことに伴い、その生息状況は多様化し、必要とされる対策も地域により異なっている。

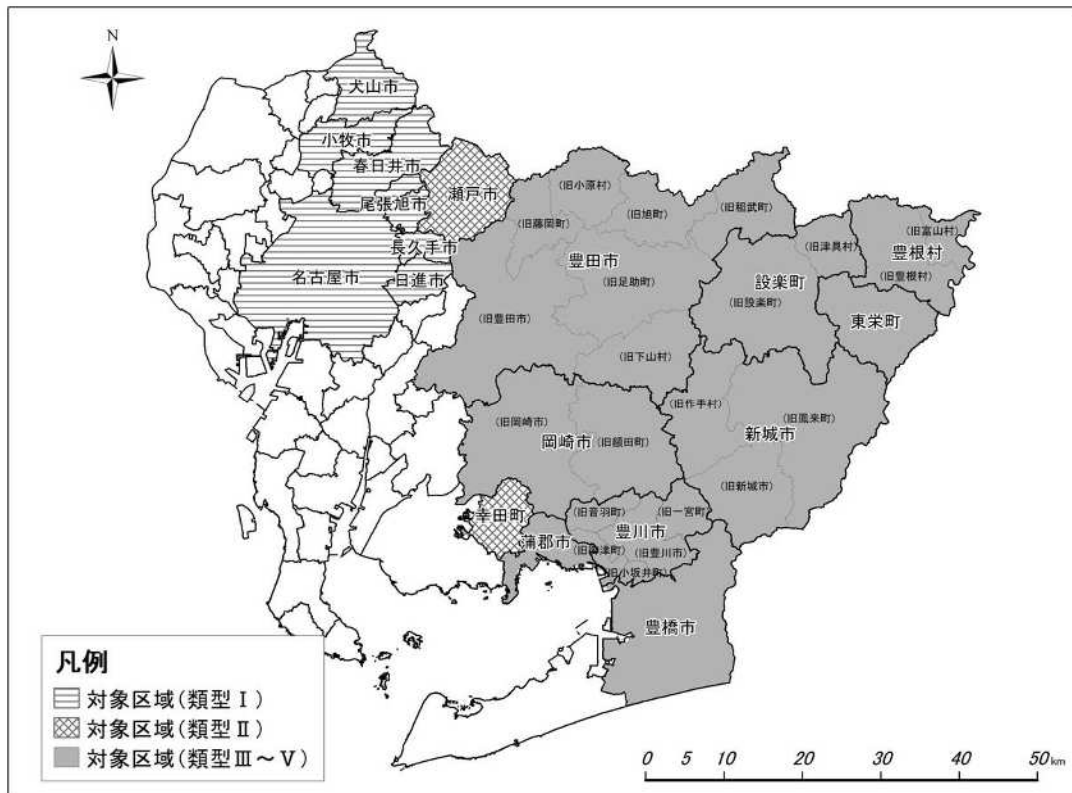
このため、環境省のガイドラインに示された類型区分（表3）の考え方を参考に、対象となる地域のニホンジカの分布、生息動向、各種被害の状況等に基づく類型区分を行い、各エリアの目標に応じた施策を推進する。類型区分の結果を図4に示す。

なお、本町は類型Ⅱに分類され、ニホンジカの生息数の減少、分布域の縮減及び農林業被害の未然防止又は減少を図るため、十分なメスジカ捕獲を含む重点的な捕獲を実施し、将来的に類型Ⅲに移行するのを防ぐ必要がある。

表3 生息状況の類型区分とそれぞれの目指すべき状態及び留意すべき点

| 類型 | 分布状況 | 生息状況 | 被害状況等 | 目指すべき状態及び留意すべき点 |
|----|-----------------------|--|---|--|
| I | ・長らくニホンジカが分布していなかった地域 | ・分布は確認されているが、定着は確認されていない。 (メスが確認されていない) | ・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していない。 | ・適切な監視が行えるような体制を整える。 ・モニタリングを行い、Ⅱへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、捕獲体制を整備する。 ・移行が確認された場合はメスを含む捕獲を実施し、Ⅰ～Ⅱの状態維持を目指す。 |
| Ⅱ | | ・定着が確認され（メスが確認され、繁殖）、分布域が拡大している。 ・Ⅲの状態に近づくと、メス比が上昇し、繁殖も確認される。 | ・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化しているか、局所的である。 | ・十分なメス捕獲を実施する等、適切な順応的な管理を行い、ⅡからⅢへの進行を抑制し、個体群の安定的維持に努める。 ・ⅡからⅢへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、移行が確認された場合は個体群変動予測に基づき捕獲数が過少とならないよう不確実性に配慮した目標を設定し、Ⅱへの状態回復を目指す。 ・ⅡからⅢは最大の増加率を示す段階であるため、迅速な対応が必要である。 |
| Ⅲ | ・従来からニホンジカが分布している地域 | ・個体数管理により個体数が減少傾向に至っていない。（3～5年程度の期間の傾向で判断） | ・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進む。 | ・ⅢからⅣへの移行を見誤って再びⅢの状況に至ってしまうことは問題解決をさらに難しくしてしまうために避けなければならないことから、捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づき捕獲数より多い目標を設定する。 |
| Ⅳ | | ・個体数管理により個体数が減少傾向に向い始めて間もない。（3～5年程度の期間の傾向で判断） | ・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。 | ・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づき捕獲数より多い目標を設定し、ⅣからⅤへの移行を見誤って再びⅢの状況に至ってしまうことは問題解決をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。 |
| Ⅴ | | ・長期（10年以上）にわたって継続的な個体数の減少傾向が確認され、目標生息密度に近い状態が続く。 | ・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。 | ・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づき捕獲数より多い目標を設定し、Ⅴから長期的な目標状態への移行を見誤って再びⅢの状況に至ってしまうことは問題解決をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。 |

出典：環境省「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・2021（令和3）年）」



注) 本計画では、10年前まで分布していなかった地域を「長らくニホンジカが分布していなかった地域」とし、メスの捕獲実績がない市町村を類型Ⅰ、ある市町村を類型Ⅱとした。また、10年前に分布していた地域を「従来から分布している地域」(類型Ⅲ～Ⅴ)とした。

図4 類型区分図

6 目標を達成するための対策

(1) 個体数調整等による捕獲

前述のとおり生息は確認されているため、農業被害の未然防止に努める。捕獲方法については、捕獲檻の使用を主とした捕獲を推進する。

(2) 狩猟者の確保

狩猟者の減少、高齢化等が進んでいることから、本町では平成27年度より狩猟免許取得支援事業を開始し、狩猟免許取得に係る経費を補助することで、新たな捕獲の担い手の増加を図る。また、狩猟免許制度のPRに努め、年2回の狩猟免許試験や狩猟講習会等の周知を徹底する。

(3) 農地対策・生息環境管理

被害を防除するためには、県、市町村、関係団体、住民等が連携して、計画的・継続的に被害防除対策を実施することにより、集落及び農地がニホンジカにとって餌場ではないことを学習させ、その行動圏とならないようにすることが必要である。

また、被害防除対策及びニホンジカの誘引要因の除去は局所的に実施しても十分な効果は期待されないことから、地域が一体となった長期的な取り組みを進める。

① 防護柵の設置

本町では、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の防護柵の設置に対して平成 22 年度より町補助制度を開始しており、被害防止のために推進していく。

② 生息環境の整備

農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とニホンジカの行動圏との分離に努める。

ア 森林環境の改善

適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図ることで、生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

イ 誘因物の除去

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、草地化してニホンジカに餌場を提供するとともに、農地への誘引を助長する要因となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミ等はニホンジカの食物となり、ニホンジカを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。

(4) モニタリングの実施

野生のニホンジカやそれを取り巻く自然環境においては未解明な点も少なくない。順応的に科学的・計画的な管理施策を推進するため、生息状況や農業被害状況等についてのモニタリングにより評価・検討を行う。

7 その他管理のために必要な事項

(1) 計画の実施体制

① 計画作成体制

町を中心として各関係者が協議して、実施計画を作成する。関係者としては、農林業者の代弁者（農協、農林業者の代表）、捕獲者の代弁者（猟友会）、野生生物保護の代弁者（県、町）及び地域住民等とする。

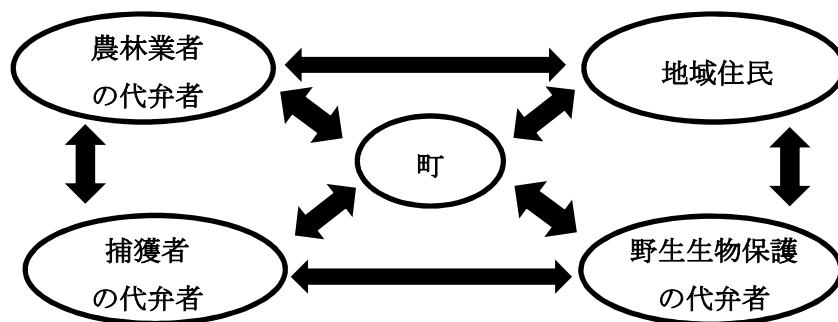


図 5 計画作成の協議イメージ

② 状況の把握収集体制

ア 被害状況

- ・農林業被害

農協、生産組合等へのアンケート調査を実施する。

- ・生活環境被害

地域住民、町、県、警察、消防署等が状況を把握し、町へ連絡する。

- ・生態系被害

自然観察指導員、住民、自然保護団体（NGO、NPO）、県、町等が状況を把握し、町へ連絡する。

イ 捕獲状況

- ・狩猟による捕獲

狩猟者が毎年度県へ提出する捕獲状況報告の内容を県が町へ連絡する。

- ・個体数調整による捕獲

町が実施する個体数調整を集計し、町が把握する。

ウ 生息状況

県が実施する生息状況調査に加え、狩猟者が県へ報告する捕獲効率（CPUE）の変化を、県が町へ連絡する。さらに町は、地域の方々ほか山菜採取、散策等で地域に入る人の目撃情報も収集し、これらも加味して状況を把握する。

③ 捕獲体制

狩猟者の減少、高齢化が進む中、効率的な捕獲を行う必要に迫られている。町は引続き猟友会との連絡体制を保持する。

また、幸田町鳥獣害対策協議会において、捕獲に対する報償金を交付し、捕獲数の増加を目指す。

④ 環境管理体制

草刈り、未収穫農作物や生ゴミの撤去等、ニホンジカを寄せつけない環境管理は被害者及びその代弁者と地域住民が一体となって地域全体で行う。

⑤ 被害防除体制

地元区、農業生産組合等との連携により防護柵の有効な設置を推進する。

⑥ 生息環境整備体制

県、町による森林の管理にあたっては、間伐の実施等、野生生物の生息環境の整備に配慮した方法で事業を行う。

(2) 地域に根ざした取り組みの充実

ニホンジカによる対策は、生息環境整備、被害防除対策及び捕獲等の総合的な取り組みを地域レベルで適切に進めることが効果的である。

このため、町内各地域の保護管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知することなどにより、地域の共通意識を醸成しつつ、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に関する啓発や、集落単位の防護柵の設置等

の施策を実施することとする。

(3) 関係機関との連携

県の個体数調整、狩猟規制等を所管する環境部局と農業被害防止対策について所管する農林水産部局・隣市・農協などの関係機関との連携を図り対策を進めるものとする。

(4) 捕獲等に伴う事故・違反の防止

狩猟者に対して、安全な狩猟や狩猟マナーの向上のための普及啓発を行う。また、警察と連携して取締りを実施し、事故や違反の防止に万全を期す。

(5) 市街地出没の防止等に係る対応について

ニホンジカの出没を防止するための対策を実施するとともに、出没時に備えた体制の整備を行う。

① 出没を防止するための対応

被害を予防する観点からはモニタリングにより出没の兆候を把握し、出没を防止することが重要である。また、出没を防止するための対応としては、市街地への誘引を防止することが効果的である。そのためには、山際や河川敷における藪の狩り払い等により侵入経路を遮断すること、餌付けを防止すること、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物を除去することなどの対策を組み合わせる必要がある。また、町は地域住民に対して、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

② 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて周辺住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動ルートの遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する必要がある。捕獲に当たっては、地元警察、町により周辺住民の安全を確保したうえで実施する必要がある。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に町及び警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努める。町は、地域住民に対して、市街地出没の情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(6) 計画の評価

モニタリング結果及び年度別実施計画に基づく対策の実績報告をもとに、愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会 ※1 において協議、愛知県特定鳥獣管理検討会 ※2 において当年度の評価を行い、翌年度の対策を検討する。

- ※1 愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会：県関係機関、市町村からなる組織
- ※2 愛知県特定鳥獣管理検討会：学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域の代表者からなる組織